51.35GHzから52.35GHzまで	北海道総合通信局管内	平成25年６月30日まで	0.1W以下	
	東北総合通信局管内	平成25年６月30日まで	0.1W以下	
	信越総合通信局管内	平成29年６月30日まで	0.1W以下	
	北陸総合通信局管内	平成29年６月30日まで	0.1W以下	
	東海総合通信局管内	平成28年６月30日まで	0.1W以下	
	近畿総合通信局管内	平成29年６月30日まで	0.1W以下	
	中国総合通信局管内	平成29年６月30日まで	0.1W以下	
	四国総合通信局管内	平成28年６月30日まで	0.1W以下	
	九州総合通信局管内	平成29年６月30日まで	0.1W以下	
	沖縄総合通信事務所管内	平成25年６月30日まで	0.1W以下	
66GHzから67GHzまで	信越総合通信局管内	平成26年６月30日まで	0.1W以下	
	四国総合通信局管内	平成25年６月30日まで	0.1W以下	
	九州総合通信局管内	平成27年６月30日まで	0.1W以下	
92GHzから94.4GHzまで	四国総合通信局管内	平成25年６月30日まで	0.1W以下	
	九州総合通信局管内	平成29年６月30日まで	0.1W以下	
95GHzから100GHzまで	四国総合通信局管内	平成25年６月30日まで	0.1W以下	
	九州総合通信局管内	平成29年６月30日まで	0.1W以下	

（注１）　発射する占有周波数帯幅にあるいかなる電波のエネルギーも、当該電波が使用可能な周波数の範囲から逸脱してはならない。

（注２）　空中線電力は、その等価等方輻射電力の値がそれぞれ等価等方輻射電力の欄に掲げる範囲内となるものであること。

告　示　事　項

告　示　事　項

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の策定について

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第113号）第４条第１項の規定に基づき米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針を平成24年７月31日付けで策定したので、同条第５項の規定に基づき、公表する。

平成 24 年８月 14 日　　農林水産大臣　郡司　　彰

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針

第１　米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針

米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、整合性をもって、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進及び米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営を行います。

このうち、米穀の生産調整の円滑な推進については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の枠組みの下で、農業者・農業者団体・行政が適切に連携して生産数量目標の達成に向けて取り組むとともに、水田の有効活用により自給率向上を図るため、主食用米の需要拡大、米粉用米や飼料用米等の生産・利用の拡大に取り組みます。

また、国が行う備蓄については、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、毎年６月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として保有します。

第２　米穀の需給の見通しに関する事項

１　平成23／24年の需要実績

⑴　需要実績の対象期間及び対象米穀

米穀の需要実績については、前年７月から当年６月までの１年間について算出することとしています。

また、需要実績の算定の対象となる米穀は、国内で生産された水稲うるち米及び水稲もち米から、米穀の需給調整実施要領（平成20年１月31日付け19総食第949号農林水産省総合食料局長通知）第３において需給調整の取組として取り扱う米穀等として定める加工用米その他主食用に充当されない米穀を除いた米穀（以下「主食用米等」という。）としています。

⑵　算出方法

需要実績は、主食用米等の供給量と民間流通米の在庫量の増減を基に算出します。

表１　平成23／24年の需要実績の算出方法

需要実績　＝　②　－　①

①　在庫の変動状況（平成24年６月末在庫量－平成23年６月末在庫量）

②　平成23／24年主食用米等の供給量

注：主食用米等の供給量は、農林水産省大臣官房統計部公表の水稲収穫量から加工用米その他主食用に充当されない米穀の数量を控除した数量である。

⑶　全国の需要実績

前記方法により算出した平成23／24年（平成23年７月から平成24年６月までの１年間）の需要実績（速報値）は、図１のとおり811万トンとなります。

なお、平成23／24年の需要実績については、平成24年11月に変更する米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（以下「基本指針」という。）における確定値報告に向け、精査を行うこととします。

図１　平成23／24年の需要実績（速報値）

